

令和5年度第1回
横浜地域地域医療構想調整会議

令和5年8月8日（火）

神奈川県総合医療会館2階会議室
ウェブとの併用（ハイブリッド形式）

開 会

(事務局)

それでは、ただいまから、令和5年度第1回横浜地域地域医療構想調整会議を開催いたします。私は、本日の進行を務めます、神奈川県医療課の柏原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、会議の開催方法等について確認させていただきます。本日の会議は、一部の委員が事務局会場から参加するハイブリッド形式での開催とさせていただきます。ウェブ会議進行の注意事項につきましては、事前に会議資料とともに送付いたしました「ウェブ会議運営のためのお願い」と題した資料をご確認ください。また、後ほど議事録は公開させていただきますので、本会議は録音させていただきます。ご了承お願いいたします。

さて、さきに委員改選がございまして、改選後初めての会議となります。改選後の委員につきましてはお手元の委員名簿のとおりでございますが、新たに委員となられた方がいらっしゃいますので、恐れ入りますが、事務局からお名前のみご紹介させていただきます。横浜市医師会副会長の赤羽委員。同じく横浜市医師会副会長の筑丸委員。横浜市医療局長の原田委員。横浜市立大学副理事長兼附属病院長の後藤委員。横浜労災病院病院長の三上委員。神奈川県医師会理事の磯崎委員でございます。

なお、横浜市医師会会長の戸塚委員、また、横浜市医療局病院経営本部長の鈴木委員、横浜市保健所長の修理委員のお三方におかれましては、ご所属が変わっておりますが、引き続き委員としてご就任いただいております。

次に、委員の出欠についてでございます。本日の出席者は、事前にお送りした名簿のとおりとなっております。欠席の方がお二方いらっしゃいます。また、神奈川県医師会より、小松委員の代理出席といたしまして、鈴木様に本日ご出席いただいております。

次に、会議の公開について確認させていただきます。本日の会議につきましては、原則として公開とし、開催予定を事前に周知いたしましたところ、ウェブでの傍聴の方が8名いらっしゃいます。公開する議題につきましては、議事録で発言者の氏名を記載した上で公開させていただきます。

本日の資料でございますが、事前にメールにて送付させていただきます。皆様、お手元に届いていらっしゃいますでしょうか。お手元に届いていらっしゃらない委員の方がいらっしゃいましたら、大変申し訳ございませんが、本日は資料を画面共有させていただきますので、そちらをご覧くださいと存じます。なお、本日の議事でございますが、次第に記載のとおり、非常に項目が多くございます。時間の関係もございまして、一部の資料につきましてはポイントを絞ってのご説明となることをご容赦いただければと思います。

それでは次に、会長を選出させていただきます。横浜地域地域医療構想調整会議設置要綱第4条第2項により、会長は委員の互選により定めると規定されております。委員の皆様、どなたかご推薦いただけますでしょうか。松井委員、お願いいたします。

(松井委員)

以前から会長を務めていただいています、東京医科歯科大学の伏見委員を推薦したいと思っております。よろしく申し上げます。

(事務局)

ありがとうございます。ただいま松井委員から伏見委員を会長にご推薦いただきました。皆様、いかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(事務局)

異議がないようですので、伏見委員を会長として選出させていただきます。

それでは、会長に就任された伏見委員から一言ご挨拶を頂き、その後、議事に入っていただければと思います。伏見会長、よろしくお願いいたします。

(伏見会長)

分かりました。ただいまご指名いただきました、東京医科歯科大学の伏見でございます。前回に引き続きまして、大変重責ではございますが、微力ながら神奈川県、特に横浜地域の地域医療構想、よりよいものをつくりたいと思っておりますので、ぜひ皆様の活発なご議論をどうぞよろしくお願いいたします。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

伏見会長、ありがとうございます。以後の議事進行は伏見会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(伏見会長)

分かりました。まず、議事に先立ちまして、副会長を選出させていただきたいと思っております。横浜地域地域医療構想調整会議設置要綱第4条第2項により、副会長も委員の互選により定めることとなっております。特にご意見がないようでしたら、横浜市医師会会長の戸塚委員及び横浜市病院協会会長の松井委員を副会長に推薦したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(伏見会長)

よろしいでしょうか。それでは、戸塚委員と松井委員を副会長に選出させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(戸塚副会長)

ありがとうございます。頑張ります。

(伏見会長)

次に、委員以外の者の出席についてお諮りいたします。報告事項（７）の説明に関して、事務局より横浜医療連携ネットワークの新納代表理事の出席をお願いしたいとの申出がございました。本会議の設置要綱第５条第２項では、会長は、必要であると認めるときに、委員以外の者の出席を認めることができると規定されております。今回の報告事項の説明に当たって必要があると認めますので、この規定に基づき、委員以外の者の出席を認めるという形でもよろしいでしょうか。

（異議なし）

（伏見会長）

どうもありがとうございます。それでは、出席を認めたいと思います。

協 議

（１）地域医療構想調整会議等の運営について【資料１】

（伏見会長）

それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。協議事項（１）地域医療構想調整会議等の運営についてから議事を開始いたします。事務局から説明をよろしく願いいたします。

（事務局）

（説明省略）

（伏見会長）

どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見等ありますでしょうか。特によろしいですか。それでは、特に問題ないと思いますので、次の議事に移りたいと思います。

（２）令和５年度病床整備事前協議について【資料２～２－３】

（伏見会長）

協議事項（２）令和５年度病床事前協議について、事務局からの説明をお願いしたいと思います。

（事務局）

（説明省略）

（伏見会長）

どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見等がありましたらよろしく願いいたします。今回は推計に基づき、病床整備について病床配分

をすることということで、特に異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

(伏見会長)

よろしいでしょうか。数的には300幾つということで、推計値に基づく配分ということですので、従来の予定どおり、配分作業、病床整備について作業を進めていただくという形でお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、事務局は作業を進めていただくようによろしくお願いしたいと思います。

(3) 県保健医療計画の改定について【資料3～3-4】

(伏見会長)

続きまして、次の議事に進みたいと思います。協議事項(3) 県保健医療計画の改定について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

(説明省略)

(伏見会長)

どうもありがとうございました。推計人口の持ち方とか、それから、医療従事者側の状況も加味するというような様々な提案がありました。これにつきましてご質問・ご意見等がありましたらよろしくお願ひいたします。では、県医師会の鈴木委員からお願ひいたします。

(鈴木代理)

今日は代理で、小松がいつも出ていますので、小松の代わりの意見として発言させていただくならば、県の保健医療計画推進会議の中でもありましたが、この2045年までの人口推計、そして、人材が今までの少し増えたというデータで、これが何かすごく齟齬があるなど。そして、人材確保が難しいのではなくて、生産人口が2040年に向かってどんどん減っていきますので、2割ぐらいは医療、介護、福祉に関わる人材がいなくなると。そういうことを頭に入れていろいろ考えていかなければいけないということを、まず発言させていただきます。よろしくお願ひいたします。

(伏見会長)

ありがとうございました。事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

県医療課の柏原からご説明させていただきます。鈴木先生がおっしゃるように、医療需要は今後伸びていく一方で、同じように医療人材の確保が伸ばせていくかということ、これまでのデータ等を見ると、なかなか難しい面があるのではないかと考えております。あわせて、昨年度の会議でも、入院病床だけでなく、在宅医療とか介護施設とか、トータルで

患者さんをどう受け入れていくのかを考えるべきだというようなご意見も頂きました。これから基準病床数の整理をしていきますが、先ほど事務局からもご提案させていただいたとおり、地域の実情、人材確保の状況なんかも加味した病床事前協議の中での新たな運用上の工夫ができないか、まだ具体的なアイデアは持ち合わせておりませんが、今後、次回の会議に向けて、何らか運用上の工夫を8次計画に向けて考えていきたいと思っております。以上でございます。

(伏見会長)

ありがとうございました。鈴木委員、よろしいでしょうか。では、窪倉委員、お願いします。

(窪倉委員)

ありがとうございます。今の鈴木先生の発言に近似しますけれども、今回の提案というのは、総じてこれまでの各方面からの議論を集約してそれを反映させているので、総論的にはいいと思います。最後の3番目の、医療提供側の供給量を踏まえた検討案のところは、そう提案せざる得ない背景をみんなで共通の認識にしておいたほうがいいのではないかと思います。スライドの29になりますかね。要するに、基準病床の見直しはするけれども、病床配分の事前協議の運用で様々な工夫をしましょうという提案をしなければならない背景ですよ。そうすると、このスライドでは、医療従事者の確保の問題、それと、過剰な病床配分の可能性が出てしまう点、それから、先ほど言った医療提供側の供給量、これは供給能力と言ってもいいと思いますけれども、こうした中に働き方改革の影響が述べられていないわけです。これはまだ県内でも集計途上で、まだ未知数だというのが皆さんの認識ですけれども、実はこれが集計されて、2024年が始まってから以降、年々この働き方改革の浸透によって影響が拡大する、変化するということが大いにあり得るわけです。この点について、行政側の方々がどのような思いを持っているかということ、ぜひこれを機会に開示していただきたいと思っております。

それから、先ほど鈴木先生がおっしゃってございましたし、資料でも述べられておりましたけれども、医療提供に関わる医療人材が需給関係の中でどうなるかということを示しておかないと、ミスリードされてしまいます。看護と介護の両方で需給見通しというものが出ておりますので、それを見れば、神奈川県は全国でも最下位になっております。ギャップが大きいということですね。そういった実情を分かるものだけでも資料の中にしっかり書いていただかないと、様々なところでこれから議論が広がるわけですから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

(伏見会長)

ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

医療課長の市川です。今、窪倉委員から話があった需給の関係だとかについては、まだ

十分な資料が用意できていないところもあります。引き続き調整をしつつ、そういったことが資料の中に組み込めるように検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(伏見会長)

あと、働き方改革の影響等の分析等についてはいかがでしょうか。

(事務局)

医療課長の市川です。働き方改革についても、おっしゃるとおり令和6年4月に始まって、その後も10年間の経過措置期間があるわけですから、少なからず影響というのは続くと思われまので、そういったことをどのように加味していくのかというのは、今後の議論の中で整理していきたいと思っております。以上です。

(伏見会長)

窪倉委員、よろしいでしょうか。続きまして、県医師会の磯崎委員、お願いいたします。

(磯崎委員)

神奈川県医師会の磯崎です。療養病床の算定式のところなのですが、その中に、在宅医療で対応可能数という項目があったと思います。スライド18の療養病床ですね。これは平成29年の数値を使うということになってはいますが、横浜市の場合は在宅医療が大分活発になってきておまして、こちらの数は日本の平均なのか、どんな数値かよく存じ上げていませんが、それよりも多い数になるのではないかと思います。ちょうど横浜市医師会の赤羽先生も今日はいらっしゃっているのでご意見を伺ってみたいと思うのですが、横浜市の場合は在宅医療の供給がほかの地域よりも活発なのではないかと思います。いかがでしょうか。

(赤羽委員)

横浜市医師会の赤羽と申します。まだきちんと集計はしていないのですが、確実に増えてはいると思います。ただ、まだきちんとした最新のアンケートをやっていないので、これから集計していきたいと思いますが、多分増えているというのは実感しております。以上です。

(磯崎委員)

ありがとうございます。なので、これはどんな数値でどれくらいの数かということも、次回また示していただければありがたいと思っております。実際の数を示していただければと思います。以上になります。

(伏見会長)

ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

県医療課の柏原です。磯崎委員、ご質問ありがとうございます。今、画面共有させていただいておりますが、在宅医療等対応可能数につきましては、今回は7次計画の数値を暫

定的に使用させていただきました。8次計画で使用する数値がまだ判明しておりませんので、今回はこれも暫定値を使用させていただいております。次回に向けては、この数値の算出方法等も含めてお示しさせていただければと思います。ご意見ありがとうございます。
(事務局)

横浜市からも少し補足させていただきます。この計算式にある在宅医療等の対応可能数というのは、恐らく平成29年に実際に入院していた方のうち、医療区分が低い方、入院ではなく在宅でも可能な方の数を出して、それに7掛けをした数を引くというのがこの計算式だと思います。なので、供給量がどれくらいかというよりも、実際に入院していた方が、入院ではなく在宅でいけたのではないかという数字だと思います。先ほど基準病床数は基準病床数で出しながら、そのエリアでどれくらいの整備が可能なかは圏域ごとに工夫していくというお話がありましたので、例えば横浜の在宅医療が今後進んでいくのであれば、基準病床の数字は数字として、ここをどのように見ていくか。そういうところを工夫していく余地があるのではないかと考えています。以上です。

(伏見会長)

ありがとうございました。在宅についてはよろしいでしょうか。ほかにご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(原田委員)

医療局長の原田と申します。よろしく申し上げます。今までの議論に関連して、少し私なりの意見をお話ししたいと思います。特に実際の病床整備をどのくらいやっていくかということについてなのですが、県に示していただいている推計値というか、今時点での計算式で見ても、これから20年かけてかなりの数を整備していかなければいけないという状況が見て取れますけれども、現実的にはなかなか実行可能な数字ではないと思っています。

そこで、先ほど課長からも説明がありましたけれども、基準病床の数は国が示している計算式で出していかなざるを得ないということですから、それはそれとして、実際に整備を検討すべき病床の数については、横浜市の実情に応じて、例えば病床利用率も他の地域に比べて高いという実態もあります。それから、在院日数も場合によっては短くなってくる。それから、先ほど在宅医療の数というのもありました。その数の出し方というのもありますが、コロナを経験して在宅医療の数あるいは割合が増えているということは、私も実感しております。これがほかの地域と比べてその割合が高いとするならば、そうしたものも加味して、実際の基準病床はある意味上限として捉えながら、整備すべき病床というのはどの程度なのかということ、ぜひ横浜市として実情に応じた数を算定していきたいと思っています。

当然、医療供給側がどのくらい医療従事者を供給できるかということもありますが、そのこと以上に、今の資源を最大限有効に活用すればどのくらいの患者さんに対応できるかという検討をして、真にそれに足りない部分についてのみ整備するという立場でこれか

ら検討していかなければ、なかなかこの数字に追いついていくことはできないのではないかと考えています。ぜひ県にもそうした地域の裁量というものを認めていただきたいと思いますと考えています。

(伏見会長)

ありがとうございました。窪倉委員、お願いします。

(窪倉委員)

今の横浜市医療局長さんのお話を聞いて心強く思ったところがあるのですが、今日、小松委員がいたら多分言ったであろう意見を私が代弁したいと思います。病床の最大限活用を横浜市としてやるということは必要だろうと思っております。ただ、横浜市だけで完結しないものを神奈川県内で完結させていくという視点がやはり大事ではないかということが、これまでも様々な場面で語られてきています。特に療養病床などは、昔からかなり県内を利用して患者さんをご紹介していることが少なくないわけです。そうしたこともちょっと視点の中に入れてくださったほうがいいのではないかと私は思います。いかがでしょうか。

(原田委員)

医療局長の原田です。ご指摘の点は考慮していくべきかと思いますが、実際の数字としてどのように反映していくかというのは、なかなか難しい部分もあるかと思っておりますので、現状の横浜の実情を踏まえながら、どの程度までであれば今の医療資源の中で対応可能なのかと。さらにそこにどれぐらい上積みするのかという数字を見極めながら、流出分というものをどの程度加味するかということは検討していきたいと思っています。

(伏見会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(松井副会長)

病院協会会長の松井です。「本日の会議でご意見をいただきたい事項」の3番目の、医療提供側の供給量を踏まえた検討ということで、これは毎回言ってはいましたけれども、今回は大項目に入れていただいたので、大変よかったですと思います。先ほど窪倉委員が言ったいろいろな諸問題について、さらに検討して行ってほしいと思います。あと、在宅ですけども、特別養護老人ホームが非常に増えています。そういう意味では在宅も確実に増えているはずなので、そういうのも検討の中に入れていただけたらと思います。働き方改革で医者は全く足りないということになりますので、それもやはり考えないといけないと。先ほど窪倉委員が言ったとおりに思っております。以上です。

(伏見会長)

ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。推計人口を用いるかどうかの話と、毎年の見直しは必要ないのではないかとというような提案もありましたけれども、これらについて特に異議はありませんでしょうか。

(松井副会長)

病院協会の松井です。基準病床の毎年度の見直し検討というのは、私ども理事会で検討した結果でしたので、早速、理事会に戻りまして、毎年やらなくてもいいかどうかを検討したいと思います。よろしくお願いいたします。

(伏見会長)

では、ぜひよろしくお願いいたします。ほかにはよろしいでしょうか。大体、大筋としてはご提案いただいた方針でご了解いただいたと理解しております。

(異議なし)

(伏見会長)

それでは、頂いたご意見に基づいて、作業について引き続き進めていただきたいと思います。次の議題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(4) 紹介受診重点医療機関について【資料4】

(伏見会長)

続きまして、協議事項(4) 紹介受診重点医療機関について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

(説明省略)

(伏見会長)

どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見等のある方はよろしくお願いいたします。特によろしいでしょうか。水準を満たす医療機関については意向があれば公表していくということで、地域分布、数的には妥当な状況かと思いますが、特に異論とかはありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(伏見会長)

では、この方向で進めていただきたいと思います。

(5) 地域医療構想の進め方(2025プランの更新等)について【資料5、5-2】

(伏見会長)

続きまして、次の協議事項に移りたいと思います。協議事項(5) 地域医療構想の進め方(2025プランの更新等)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(説明省略)

(伏見会長)

ありがとうございました。実質的な病床機能転換あるいは実態の報告ということかと思いますが、今のご説明につきまして、ご質問・ご意見等のある方はいらっしゃいますでしょうか。小規模な変更ですし、実態を反映した報告という形だと思いますので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(伏見会長)

では、どうもありがとうございました。この方向で進めていただきたいと思います。

報 告

(1) 令和4年度第3回地域医療構想調整会議結果概要について【資料6】

(伏見会長)

続きまして、報告事項に移りたいと思います。報告事項(1) 令和4年度第3回地域医療構想調整会議結果概要について、事務局からご報告をお願いしたいと思います。

(事務局)

(説明省略)

(伏見会長)

ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問・ご意見等のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。では、次の議題に移りたいと思います。

(2) 地域医療介護総合確保基金(医療分)について【資料7】

(伏見会長)

では、報告事項(2) 地域医療介護総合確保基金(医療分)について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

(説明省略)

(伏見会長)

ありがとうございます。ただいまの説明につきましてご質問・ご意見等のある方はいらっしゃいますでしょうか。特に大丈夫でしょうか。赤羽委員、よろしく願いいたします。

(赤羽委員)

横浜市の赤羽と申します。1つだけお伺いしたいのですが、41億円を積み立てるとするのは、使い手がないから積み立てるのでしょうか。それとも、積み立てるメリットが何か

あるのでしょうか。そこをちょっと教えていただきたいと思います。お願いします。

(事務局)

県医療課の柏原からお答えさせていただきます。もともと基金のうちの3分の1が県の財源、3分の2は国から頂いて、神奈川県に基金を積み立てています。毎年度、必要な額を国に要求して国から頂いたものを、ほかの事業とは財布を別にした形で、神奈川県の基金という形で積み立てています。例えば令和4年度で見いただくと、41億6000万円を積み立てて、実際に使ったお金は20億程度でございました。これは年度当初、41億円分の事業を見込んでいたものの、実際に執行できたのが20億だったというような見方で受け止めていただければと思います。今でお答えになっていますでしょうか。以上でございます。

(赤羽委員)

ありがとうございます。すると、残った21億は翌年度に繰り越すことができるのでしょうか。

(事務局)

県の医療課の柏原です。基金の残高として残っておりますので、翌年度以降、国とも調整しながら、認められた事業についてはこの残額を活用して事業を実施することも可能となります。以上でございます。

(赤羽委員)

ありがとうございました。以上です。

(伏見会長)

どうもありがとうございました。ほかにご質問・ご意見等のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。次の議事に進みたいと思います。

(3) 令和4年度病床機能報告結果(速報値)について【資料8】

(伏見会長)

報告事項(3) 令和4年度病床機能報告結果(速報値)について、お願いいたします。

(事務局)

(説明省略)

(伏見会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見等のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(松井副会長)

病院協会の松井です。休棟等というのは、原因は何なのでしょう。使っていないということですよね。何で休棟になってしまうのですか。

(事務局)

県医療課の柏原からお答えさせていただきます。細かな一つ一つの状況は把握しかねますが、主な要因といたしましては、例えば医療スタッフの確保ができずに今、病床が使えていないこと等が考えられるのではないかと、事務局としては受け止めております。以上でございます。

(事務局)

病院協会の松井です。こういう休棟とかがあるということは、また新しくつくっても休棟になってしまう可能性もあるということで、原因をちゃんとつかむべきではないかと思えます。よろしくお願いします。

(伏見会長)

ご意見どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。ほかにはご意見・ご質問等はありませんでしょうか。窪倉委員、お願いします。

(窪倉委員)

ちょっと瑣末な意見になってしまうのですが、医療関係者ならこの図の読み解き方は皆さん分かっていると思いますけれども、ちょっと外れた方がこれを見ると、いかにもベッドが不足しているように見えてしまうわけですね。県の今の説明の方も、あたかも不足していると。なければ困るというような視点で言っていますが、今現在でもこのベッド数で何とかかんとかやっていて、医療崩壊は起こっていないはずですよ。ですので、誤解を招きかねない言葉遣いは、ちょっと気をつけていただきたいと思っています。これはあくまでも古い時点での医療需要を、人口推計の増加に伴って膨らんだ数をここに出しているだけの話なので。

(伏見会長)

この数値の見方、表現方法の課題かと思いますが、医療課のほうはよろしいでしょうか。

(事務局)

医療課長の市川です。ご意見はよく分かりました。我々も表現するときには留意するように心がけたいと思います。ありがとうございます。

(伏見会長)

ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。それでは、次の議題に移りたいと思います。

(4) 医師の働き方改革の進捗について【資料9】

(伏見会長)

報告事項(4) 医師の働き方改革の進捗について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(説明省略)

(伏見会長)

どうもありがとうございました。ただいまのご説明についてご質問・ご意見等のある方はいらっしゃいますでしょうか。県医師会の磯崎委員、お願いいたします。

(磯崎委員)

神奈川県医師会の磯崎です。県民への周知、ぜひよろしく申し上げます。実は今年の夏に、神奈川県医師会で県の議会議員さんたちへ陳情したとおりでして、こういった働き方改革が進んでいることを県民の皆さんはまだあまり分かっていらっしゃらないと思うのです。ぴんときていないといえますか。こういった救急体制や受診の外来の時間が減っていくということは、あまりご存じないと思います。なので、これまでどおり受診できそうだったのに受診できなかったというときに、また医療界が批判を受けてしまわないように、ぜひとも行政の方々にも強くお願いしたいところでもあります。こういった法律ができて、これに従わざるを得ないという状況もありまして、我々としても働きたくないから働かないのではなくて法令にのっとってやっているのです、救急体制に穴が空いたり受診の科が減ってきたり、そういったことが出てきているということ、ぜひともよろしく申し上げます。以上になります。

(伏見会長)

ありがとうございます。事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

医療課の市川です。おっしゃるとおりなので、国に提供いただける情報を活用しつつ、我々どもとしてもそれを活用して合理的に啓発し、少しでもそういった理解を促進していく形でやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

(伏見会長)

よろしくお願いいたします。ほかにご意見・ご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。では、次の議事に移ります。

(5) 病院等の開設等に関する指導要綱の改正について【資料10】

(伏見会長)

報告事項(5) 病院等の開設等に関する指導要綱の改正について、お願いいたします。

(事務局)

(説明省略)

(伏見会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問・ご意見等のある方はいら

っしやいますでしょうか。特によろしいでしょうか。では、この方向で進めていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。次の議題に進みたいと思ひます。

(6) 医療法第7条第3項の許可を要しない診療所に関する取扱要領の改正について

【資料11】

(伏見会長)

報告事項(6) 医療法第7条第3項の許可を要しない診療所に関する取扱要領の改正について、説明をお願いいたします。

(事務局)

(説明省略)

(伏見会長)

ありがとうございました。ただいまの説明にご質問・ご意見等のある方はいらっしゃいますでしょうか。以前から懸案の課題だったとは思いますが、いろいろ法的な制約もありますので、このような形で要件化していこうという方向だと思います。特によろしいでしょうか。

(修理委員)

横浜市保健所長です。特に分娩を取り扱う施設の件なのですが、これを検討していると結局、届出があつて、それは地域医療構想調整会議とかあるいは推進会議にかかつて、例えばそこで審議して、あまり好ましくないというようなことになれば、それはそこで認めないというようなことも可能なのでしょうか。

(事務局)

医療課長の市川です。以前、この議論をしたときに、地域包括ケアシステムあるいは産科についての病床の手挙げが7条3項であつたと。そのときの議論としては、特に横浜地域については病床が不足している地域の中、病床をぎりぎりで行っている状況の中、7条3項で手を挙げて病床がどんどん分配されていくということはどうなのかという議論がありました。それからもう一つは、いろいろと、特に地域包括ケアで病床の手挙げがあつた医療機関が、実際に本当にその地域において医療提供で連携していけるのだろうか、そのあたりについてどのように確認するのかというのが議論になって、実際、そのときも適切ではないのではないかとということで認めなかつたケースがありました。こういったことをもう少し要件として明確化することによって、今後の議論自体がしやすくなるようにできないかということで、議論・検討をしていたというのが過去の経緯です。したがひまして、今回の整理した内容に従つて申請するときの審査基準的なことを明らかにすることによって、7条3項の整理自体をしやすくすることになればということで、今回提案させていただいているというものでございます。以上です。

(修理委員)

ということは、基本的に届出だけでオーケーなので、届出すれば少なくともそれはどこにもかけることなくスルーされるということでしょうか。

(事務局)

それ自体を手挙げしてもらって、認めるか認めないかを地域医療構想調整会議で議論し、その結果を踏まえて県が整理するということになりますので、届出があればこの要件に従って直ちに認めるということではなくて、従来どおり調整会議の中で議論するという流れ自体は変わりません。

(修理委員)

分かりました。現時点においても産科の診療所において、地域の医療機関とトラブルになるということがたまに報告されておりますし、出生数が今減っている状況の中で、分娩施設を7条3項で許可を要しない診療所として置いておくということについては、あまり施策としても整合が取れていないように感じているので、その辺については意見として申し上げておきます。それから、これは周産期医療協議会の中でも賛成意見があったということでしょうか。

(事務局)

お答えします。内々に今、下話として話をしているレベルなので、周産期協議会には正式に会議で諮りたいと思っておりますが、今、内々にお聞きしている話としては、方向性としてはご理解いただいている感じです。

(修理委員)

分かりました。

(事務局)

それからあと、産科のほうに関しては、総論としては少子化というところがあるかと思っておりますので、今、修理委員からあったご意見もあろうかと思っておりますが、一方で、やはり少子化対策もしていかなければいけないという中であって、産科の施設自体も一定は維持していかなければいけないという面もあります。そういった中で、実際に今、減少し始めているところもありますので、そういった意味でいろいろこれから先も議論があるところかと思っております。以上です。

(伏見会長)

ありがとうございます。法的に結構ぎりぎりのところを突いているようなところがあるかと思っておりますので、きちんと整理をして進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。次の議題に移ってよろしいでしょうか。

(7) 地域医療連携推進法人（横浜医療連携ネットワーク）について【資料12】

(伏見会長)

報告事項(7) 地域医療連携推進法人(横浜医療連携ネットワーク)について、横浜医療連携ネットワークの新納代表理事から説明を頂きますので、事務局は入室をお願いいたします。

(事務局)

事務局でございます。新納代表理事、資料の画面共有はこちらでさせていただきますので、ご説明よろしくをお願いいたします。

(新納理事長)

新納です。ただいまありました地域医療連携推進法人横浜医療連携ネットワーク代表理事の新納でございます。当推進法人は、医療法70条に基づいて、2019年から推進法人設立に向けて活動しました。県の委託事業に選定されまして、県の指導の下、一般社団法人横浜医療連携ネットワークを設置しまして、その後、県の神奈川県医療審議会を経て、2021年12月22日に県知事の認可を頂いて設置しました一般社団法人でございます。参加法人は、下のほうに旧と書いてあります旧参加法人は4医療法人だったのですが、今回報告するのに、左側の新で、公立大学法人横浜市立大学の附属病院とセンター病院に入っただけのような話でしたけれども、現在、横浜市で最終調整中で確定ではありませんので、ご承知おきください。本来、今日は参加をするということで報告したかったのですが、まだ調整中なので、また決まりましたらご報告いたします。

推進法人の方針ですが、医療法70条の地域医療構想を進めるための一助となるための推進法人でありまして、横浜市における2040年、2050年に向けて、今後もますます苦しくなる横浜医療圏の医療機関の連携強化をすることで「競争から協調へ」を目指しまして、方針のポイントがあります。この方針のポイントをご覧になってください。このポイントでは、横浜市民が安心・安全に暮らせる地域医療連携提供体制を構築することを目指しておりまして、そのために、共同研修とか人材交流、人材育成、共同購買などを行って、この地域連携推進法人を現在進めているところでございます。

今日は大分時間が迫っておりますので以上でございますが、時間がございましたら、資料にあります研修会の実績とか事業経過についてご覧いただければと思います。本日はありがとうございました。

(伏見会長)

新納代表理事、どうもありがとうございました。ただいまの説明についてご質問・ご意見等のある方はいらっしゃいますでしょうか。窪倉委員、お願いいたします。

(窪倉委員)

このネットワークの活動が大変活発に行われていることは承知しておりまして、関心を持って見ているのですが、今回、市大関係の2病院がここに参画するという事は、大変インパクトのある中身です。今日は後藤先生もいらっしゃるなので、その背景とか意図とか

を少しお伺いできればと思っています。といいますのは、この連携ネットワークの推進方針の4番目の①に、病床融通等を通じた医療機能の連携及び相互補完というのがあります。これは、このネットワークが認められる時点で大変注目された項目ですが、なかなか機微のある内容が方針化されておりますので、これの意図するところは何なのかということも当時議論された経緯があったかと思います。そうしたときに、横浜市大関連の2病院が参画しますと、たしか市大病院には建替計画が今進行中だと思うのですが、約1000床近いベッドになるのでしょうか。そうすると、2病院合わせてベッドが余ってくる可能性はないのかという疑問を持ちます。そうしたときに、この病床融通というのが具体化されるのかどうか、そんな見通しがあるのかどうか。市大病院がここに参画した意図も含めて、何か情報提供があればお願いしたいのですが。

(新納理事長)

後藤先生の前に、もし病床の融通がある場合は調整会議にかけるということが決まっていますので、その点では了解していただきたいと思います。それからあと、横浜市大の合併ですか、2病院の合併。これについては、後藤先生に聞かないと、どうなっているかちょっと分かりません。

(後藤委員)

横浜市立大学附属病院の後藤です。まず、この連携推進法人に加入しようというお声かけを頂いて、我々の当座の一番大きな目的は、人材交流です。ほとんどそのみと今のところ考えています。残念ながらまだ、推進法人に入られている病院は、我々の病院とは地理的にもちょっと遠いところにある病院がほとんどですので、実際の患者さんのやり取りとかもあまり多くはないですし、取りあえず人材交流からやっっていこうということです。それから、先ほどの再整備後の病床に関しては、私もうかつだったかもしれませんが、全く考えていませんでした。そもそも再整備も一応10年後という話にはなっていますが、まだいろいろと解決しなければいけない問題もあるようなので、今後どうなるかというところは若干、よく分からないというような感じです。以上です。

(伏見会長)

ありがとうございました。窪倉委員、よろしいでしょうか。

(窪倉委員)

また情報があれば、その都度提供していただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

(新納理事長)

分かりました。

(伏見会長)

新納理事、どうぞよろしくお願ひいたします。ほかにご意見・ご質問等がありますでしょうか。よろしいですか。それでは新納代表理事、どうもありがとうございました。

その他

(伏見会長)

これで議事が終了し、その他の議事につきまして、事務局、委員の皆様から、ほかに何かありますでしょうか。

(松井副会長)

病院協会の松井です。時間が押していて申し訳ないのですが、基準病床数の毎年度見直しですけれども、大体何年とか見直す条件とか、そういうのを考えていらっしゃるのだったら教えていただきたいと思います。毎年度見直ししなくていいというのはどういう状況、例えば3年ごとにやりたいとか、こういう状況になったらやはり見直そうとか、そういう条件があったら教えていただきたいです。理事会に報告しなければいけないので。

(事務局)

医療課長の市川です。今回ご提案させていただいたのは、毎年見直しということだと、病床の議論ばかりに過ぎてしまって、そのほかの議論ができないということがありますので、3年に1回の見直しでどうだろうかということで、今お諮りさせていただいたところですので。以上です。

(松井副会長)

ありがとうございます。それともう一つ、ちょっと個人的な意見で本当に申し訳ないのですが、皆さん本当にお忙しいし、かなりウェブも発達していいのですけれども、基本的には顔を見せて会議をしたいと僕は思っています。個人的な意見で申し訳ありません。以上です。

(伏見会長)

どうもありがとうございました。ほかにご意見等はありますでしょうか。よろしいでしょうか。これで本日の議事は終了したいと思います。事務局のほうで後の進行をお願いいたします。

閉 会

(事務局)

伏見会長、円滑な議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様、本日はお忙しい中お集まりいただき、また、活発にご議論いただき誠にありがとうございました。本日頂いたご意見等を踏まえまして、今後の取組等を進めてまいりたいと考えております。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。